

〈次世代育成支援対策推進法〉
医療法人社団あと会 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と子育ての両立を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年9月26日 ～ 令和8年9月25日までの5年間
2. 内容

目標1：出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施。

〈対策〉

- 令和3年9月～ 退職予定職員と面談を実施し、退職後本人の生活が落ち着いた時点で、就業の希望があれば、連絡をいただく

目標2：短時間正社員等の多様な正社員制度の導入・定着、非常勤から常勤、常勤から非常勤への転換等個々の職員の状況に沿った働き方の導入

〈対策〉

- 令和3年9月～ 非常勤職員を含めた職員の状況を把握し、職員から希望があった場合、転換の可否を含め検討する
- 令和3年9月～ 制度の職員への周知

〈女性活躍推進法〉

医療法人社団あと会 一般事業主行動計画

女性職員がその能力を発揮し、仕事と子育ての両立を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年9月26日 ～ 令和8年9月25日までの5年間
2. 内容

目標1：採用した労働者に占める女性労働者の割合を50%にする。

〈対策〉

- 令和3年9月～ 常勤・非常勤職員の各区分の就職希望者の内定について、女性労働者の割合を50%にする

目標2：女性が活躍できる職場であることについての求職者に向けた積極的広報を実施する

〈対策〉

- 令和3年9月～ 各種団体が行う就職セミナー等に積極的に参加し、広報を実施する
- 令和3年9月～ 当会・他機関のホームページに女性が活躍できる職場であることをアピールする

目標3：育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用の実施

〈対策〉

- 令和3年9月～ 退職予定職員と面談を実施し、退職後本人の生活が落ち着いた時点で、就業の希望があれば、連絡をいただく